

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

インボイスの登録申請は慎重に

今月3回目と4回目のインボイス制度学習交流会を開催しました。参加者は2回で17名でした。消費税の申告の仕組みからインボイス制度の概要と特例措置、激変緩和措置などを学習しました。多くの参加者が取引先から度々番号を問い合わせる連絡があったり、場合によっては取得するように促されていたりと悩んでいました。国税局の案内では届出から番号の通知までe-Taxで1カ月半、書面では3カ月とされています。しかし届出を9月30日までに行えば、10月1日から登録は有効です。10月までに番号が分からなくても、通知されてから請求書などを再発行することもできます。消費税申告の負担はかなり重くなります。免税の方はいま届出するかどうかは慎重に判断してください。



労働保険事務組合の業務について

現在、労働保険関係の事務を巡っては業界最大シェアのクラウドシステムのソフトウェアがランサムウェア攻撃（システムを使えないようにして身代金を要求するコンピュータウイルス）により障害を起こして復旧まで目処が立たず、年度更新手続きの繁忙期と重なり混乱が起きています。吹田民商・吹田商工協同組合では、報道されているシステムは利用しておらず、労働保険事務に関しては滞りなく運営していますのでご安心ください。またクラウドサービスについては組織運営上でも問題があるため、現在は利用しないことにしています。特に個人情報など重要な情報が集中する場所ほど、悪意あるアクセスの標的とされます。利用するソフトウェアがクラウドシステムである場合には慎重に検討することが大切です。また中小企業もこのような攻撃の標的にされることもあります。大事なデータなどは常にバックアップをとること、必要であればスタンダードローン運用（ネットワークに繋げない）するなど対策を怠らないようにしてください。

伝言板

源泉所得税の特例納付納付期限 7月10日
 所得税の中間納付 第1期 8月1日まで
 納付書の書き方が分からない、もしくは減額申請が必要な方は民商までご相談を

「子育て支援を考える」

吹田社保協第22回定期総会学習企画
 6月18日に吹田社会保障推進協議会の第22回定期総会が開催されました。総会の学習企画では「子育て支援を考える」として大阪社保協事務局長の寺内さんからシングルマザー（シンママ）を支援するシンママ大阪応援団の活動について講演をいただきました。寺内さんは2014年大阪市生活保護要請全国調査でのシンママとの出会いから、こどもの貧困解決にはシングルマザー支援が不可欠と2015年から活動を始め、相談活動ではプライバシーを気にする女性にとってメールやSNSは匿名のまま相談しやすいこと、毎月何も聞かず言わずに必ず送るスペシャルボックス（食料日用品送付事業）や相談やお料理教室などの交流ができる拠点Zikka（実家）事業などを紹介。シンママの生活について炊飯器や洗濯機が壊れて買い替えられない、水道光熱費を抑えるための努力、ポロポロになった子どもの靴を買い替えられないなど厳しい生活実態や、コロナ禍では子どもから母親に感染し、しかも十分な食事がとれないため何度も感染することなどを話されました。政府の少子化対策に対しては、本気でやるなら若者の所得対策や教育費の負担軽減、現金給付や子ども医療費の無料化、生活保護の条件緩和や住宅政策がもっと必要だとし、フランスでの視察についても報告されました。シンママの支援には政府や自治体などの公的な支援に加えて民間の支援も重要と話され、平等を重視する公的機関ではできないその人の実態に合わせた支援は、民間だからこそできると強調されました。

また吹田市の行政については問題意識として「しんどい人たちが声を出しづらい自治体」「福祉事務所個人面談ブースがなく生活保護の相談をカウンターでやっている、若い人は相談に行けない」「吹田市での生活保護申請を諦めて豊中市に転居するママさんもいた」など厳しく意見されていました。

学習会のあとは総会の議事が行われ、活動のまとめと活動方針、会計報告、監査報告が承認されました。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金制度

吹田市から食費などの物価高騰対策として低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円が支給されます。

ひとり親世帯

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給世帯
- ②公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- ③物価高騰の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に減少した世帯（※）
- ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ④令和4年度の子育て世帯至急特別給付金を受給した世帯（※）
 - ⑤④以外の世帯で平成17年（障がい児は平成15年）4月2日〜令和6年2月29日生まれの子どもの養育者で、物価高騰の影響を受けて、直近の収入が住民税非課税総額に減少した世帯（※）
- ※②③⑤は申請が必要です。①④は申請不要です。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！